

一般電気事業供給約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

平成27年12月1日

沖縄電力株式会社

一般電気事業供給約款料金算定規則に基づく
事業者設定基準届出書

沖電お営営発第 56 号
平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役 大 嶺 満
社 長

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第 20 条の 4 第 8 項	特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準

(別 紙)

特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準
〔第 20 条の 4 第 8 項関係〕

第 20 条の 4 第 7 項の規定による基準は、以下の通り設定する。

料金率は、高圧および低圧需要の特定変動可変費に準拠し、使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。

定額制については、電気の使用形態を勘案し設定する。